

2016年6月29日

脆弱国家

瀧川ゼミ(水曜5限)

小丸優佳子・杉山佳菜・田中帆花

1. 脆弱国家とは

脆弱国家とは、国民の安全や生計を保証するといった国家の基本的役割を果たすことが困難な国。政府の施策や公共サービスが全国に及ばず、国家に対する国民の信頼が失われている国をいうことが多い。

また、同義を指す言葉として失敗国家、破綻国家、崩壊国家が挙げられる。

《主要ドナー国、機関による定義》

- * 世界銀行、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP):LICUS は、譲許的援助である国際開発協会(IDA)のパフォーマンス重視型国別予算配分のための「国別政策・制度アセスメント(CPIA)」に基づき、経済管理、経済政策、社会的包摂・公正のための政策、公共部門管理と制度の4分野16指標を用いて、政策や制度、ガバナンスが「悪化しつつある国」「破綻した国(collapsed states)」「回復途上の国」に分類し、関与のビジネスモデルを検討している。
- * アジア開発銀行(Asian Development Bank: ADB):Weakly-performing countries は、政府の能力が弱く、かつ/または改革の意欲がないため、援助効果が発現するための条件が欠如している国をさす。国別パフォーマンス・レーティング(Country Performance Rating: CPR)を用いて5段階分けし、所得レベルに比して低成長でCPRが弱いか最下位にある国。
- * OECD/DAC:開発協力の成果を期待する「途上国主導の開発」モデルが適用できないDifficult partnershipsをさす(成果が見られないが努力している国とは区別)。議論や事例研究の対象としては、世界銀行のLICUS対象国リストを使っている。
- * EU(欧州委員会 European Commission: EC):政府にガバナンスの改革意思が欠けているDifficult partnersをさす(意思があり努力しているが、能力が弱いために成果が制約されている国とは区別)。
- * 英国(DFID):Fragilestatesとは、政府が貧困層を含む大部分の国民にとって不可欠な機能を果たす能力がない、あるいはその意思に欠ける国。国家の国境管理、安全や治安の確保、公共財政管理やサービス提供や、最貧困層を保護する能力を重視している。
- * 米国(USAID):破綻しつつある(Failing)、破綻した(failed)、または、回復しつつある

(recovering) 国。国民に基礎サービスと安全を提供するための能力と意思が欠けている国をさす。同国の「国家安全保障戦略」との関連性が深い。

* オーストラリア(オーストラリア国際開発庁 Australian Agency for International Development: AusAID):政策および制度が脆弱で、持続的開発の可能性が極めて低い Poorly performing countries をさす。

* ドイツ(経済協力開発省 Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung: BMZ、ドイツ技術協力公社 Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit: GTZ):脆弱国家という用語は必ずしも用いていないが、EU のいう difficult partners と紛争影響のある国における紛争予防や解決に配慮した開発協力、復興支援における開発とガバナンスへの支援に重点をおいている。

脆弱国家、失敗国家の定義については統一されたものは無いが、アメリカ合衆国のシンクタンクの一つである平和基金会は以下の通り定義している。

- 1 領土支配の喪失、あるいは公権力の独占の喪失 (loss of control of its territory, or of the monopoly on the legitimate use of physical force therein)
- 2 正統な合議制意思決定機関の腐敗 (erosion of legitimate authority to make collective decisions)
- 3 公益事業の提供不能 (inability to provide public services)
- 4 国際社会の一員としての外交活動の不能 (inability to interact with other states as a full member of the international community)

失敗国家にしばしば見られる特徴は、社会的、政治的もしくは経済的な破綻である。

特徴としては、失敗国家の国民生活は例外無く悪化する。これは政府の無力、腐敗によって行政が機能しなくなり、警察、医療、電気、水道、交通、通信等の社会インフラストラクチャーが低下する為である。中でも治安は急速に悪化し、給料の遅配等により軍隊や警察では職場放棄やサボタージュが発生する。軍や警察が自ら犯罪行為をすることも起こる。この治安の悪化により、生産力と国民のモラルが低下する。農民が土地を捨てて難民化し飢餓が蔓延したり、略奪などが日常化したりする。

名目的に存在する政府は腐敗しており、統治能力はほぼ無い。例えばソマリアのバーレ政権末期では、大統領官邸を中心にした数百メートルの範囲にしか支配力が及ばなかった。

その他の地域で支配力を行使しているのは軍閥 (warlord) 等地域の有力者であり、彼らの持つ私兵集団である。これらの中には元は正規軍であったが兵士の給料の不払い等が続いた結果、私兵化した者も多い。地方ごとに有力者が勝手に独自の軍事組織を持ち、その他にも大小様々な自警団や盗賊が出没する。失敗国家の政府は一般に、国際的に国家主体と認められ徴税権や ODA 等の利権を持っているだけであり、実態は私兵組織と変わらない事が多い。とされている。

2005年から毎年、アメリカのシンクタンクの一つである平和基金会 (The Fund for Peace) が失敗国家ランキングを発表していたが 2014 年より、脆弱国家ランキングに名称が変更されている。

2. 脆弱国家の例

「脆弱国家」ランキング (2015 年度)

このランキングは米国の非政府組織「ファンド・フォー・ピース」と外交専門誌「フォーリン・ポリシー」が毎年発表している。ランキングの発表は 2015 年度の際に 11 年目。

- ①人口構成圧力の増大
- ②難民及び国内避難民の大量移動
- ③復讐を求める不満分子の存在
- ④慢性的および継続的な人材流出
- ⑤不均等な発展
- ⑥急激または深刻な経済状況の悪化
- ⑦国家の合法性
- ⑧公共的なサービス
- ⑨大規模な人権侵害
- ⑩保安機構
- ⑪利己的 (派閥的) エリートの台頭
- ⑫他の国家または外部の主体の介入

世界 177 ヲ国の不安定さを比べるために以上 12 項目を指数化し、合計を算出して順位を決めている。

- 1 位南スーダン
- 2 位ソマリア
- 3 位中央アフリカ
- 4 位スーダン
- 5 位コンゴ
- 6 位チャド
- 7 位イエメン
- 8 位アフガニスタン
- 9 位シリア
- 10 位ギニア

1 位南スーダン

1956年 スーダン共和国独立

1972年 第一次内戦終結

1983年 第二次内戦勃発

1989年 軍事クーデタによりバシール軍事政権成立

2003年 ダルフール紛争勃発

2005年 南北包括的和平合意（CPA）に署名

2008年 国際刑事裁判所（ICC）よりバシール大統領逮捕状請求

2011年 1月 南部スーダン住民投票実施、独立が決定

7月 南スーダン共和国が分離独立

国連加盟

10月 UNESCO 加盟

2013年 12月 政府与野党の派閥抗争の激化、国内各地で暴力行為の深刻化

・ 22年間の内戦の中南部スーダンの人々が民族自決権の行使をして独立を勝ち取る

→内戦の死者は 250万人と言われ、数百万人が難民と国内避難民となる。

・ 19世紀以降、マイノリティが政治・軍事勢力によって搾取し続けられてきた

→利己的（派閥的）エリートの台頭と不均等な発展

・ NPC（イスラーム国民戦線）と SPLA（スーダン人民解放軍）の勢力が拮抗しており、

2011年 5月から実質的内戦状態

→多数の難民が発生

2 位ソマリア

1969年 ソマリア共和国を形成

バレ政権

1991年 バレ政権崩壊→無政府状態

1992年以降 国連ソマリア活動(UNOSOM)が設立、米を中心とするタスクフォース(UHITAF)の活動開始

1995年 武装勢力の激しい抵抗を受け撤退

2005年 暫定連邦「政府」(TFG)が樹立

2008年 ジブチ合意

2011年 統一政府樹立

→UNDPの支援により議会が設立、新しい憲法の制定

・ 1991年以降無政府状態

→大量の難民及び国内避難民の発生

3位 中央アフリカ

1960年 独立

1991年 複数政党制の導入

2005年 ボジゼ大統領就任

2013年 首都バンギ陥落、ボジゼ政権崩壊

ジョトディア指導者が「大統領」に就任、憲法廃止、議会解散

2014年 ジョトディア「大統領」辞任

停戦合意

2015年 国民和解フォーラム

2016年 憲法国民投票、大統領選挙、国民議会選挙が実施されトゥアディラ大統領就任

・1991年以降劣悪な経済状態に起因する給与遅配問題等から公務員ストライキが慢性化、
国軍兵士による反乱・騒擾事件も多発する等、政情不安定

→急激または深刻な経済状況の悪化

・2013年 ジョトディア「大統領」

→利己的(派閥的)エリートの台頭、復讐を求める不満分子の存在

2. 保護する責任

保護する責任 (Responsibility to Protect) は、自国民の保護という国家の基本的な義務を果たす能力のない、あるいは果たす意志のない国家に対し、国際社会全体が当該国家の保護を受けるはずの人々について「保護する責任」を負うという概念である。介入を考慮している国家ではなく「支援を必要とする人びと」の視点に重きをおいた問題設定である。用語を「人道的干渉」から「保護する責任」に変えることにより、支援を求めている側からの視点、第一の責任は当該国家にあるという視点、予防や再建に対する責任を含むという視点もたらされるとしている。略称は R2P 又は RtoP。

○経緯

冷戦終了後、武力を行使した人道的介入がソマリア、ボスニア、コソヴォと続き、一応所期の成果を上げた。しかし、ルワンダやコソヴォなど、1990年代における数々の国際介入で、国際社会が安保理をとおして一致した行動をとることに失敗した。1994年のルワンダの場合、不介入の立場をとった国際社会はフツ族によるジェノサイドを傍観することとなり、四月から六月の約100日間で80万人のフツ族穏健派とツチ族が虐殺されるとい

う人道上の悲劇がおこる。他方でコソヴォ紛争では1999年に NATO が「人道的破局を回避する道徳上の義務」を理由としてユーゴスラヴィアにたいし空爆を行ったが、それは安保理の決議にもとづく武力行使ではなかった。

「大規模かつ組織的な人権侵害はどこで生じようと、これを許すべきではないという原則のもとに団結すること」が、21世紀に国連全体と安保理が直面する重大な課題であるとし、1998年にコフィー・アナン事務総長によって提起され、幅広い討論が行われた。中央アフリカ、バルカン諸国、その他で集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪が発生したことを受けて、事務総長は、国際法の枠組みの中で、大量かつ組織的な人権侵害から一般市民を守るための正統かつ普遍的な原則に国際社会は合意すべきである、と主張した。その後、従来の人道的介入の概念に対する先入観を払拭し、新たに軍事的・非軍事的介入の法的・倫理的根拠を模索することを目的に、2000年9月にカナダ政府によって設置された介入と国家主権に関する国際委員会（ICISS）が作成した報告書に基づいて定義された。その基本原則について、2005年9月の国連首脳会合成果文書において認められ、2006年4月の国連安保理決議1674号において再確認された。2009年、藩基文事務総長は「保護する責任の実施」と題する報告書を発表し、その責任を実施する際の関連原則を概説した。

成果文書

各々の国家は、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪からその国の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。われわれはこの責任を受け入れ、それに則って行動する。

国際社会もまた、国連を通じ、（これらの犯罪から）人々を保護することを助けるために、憲章第6章および8章にしたがって、適切な外交的、人道的およびその他の平和的手段を用いる責任を負う。

この文脈で、われわれは、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が集団殺害、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から自国民を保護することに明らかに失敗している場合は、適切な時期に断固とした方法で、安全保障理事会を通じ、第7章を含む国連憲章に則り、個々の状況に応じ、かつ適切であれば関係する地域機関とも協力しつつ、集団的行動をとる用意がある。

これにより、国連は、法的ではないにせよ少なくとも政治的には「保護する責任」に基づき、武力行使を含む主権介入を認めたと言える。

<基本理念>

- 国家主権は人々を保護する責任を伴う。
- 国家が保護する責任を果たせない場合は国際社会がその責任を務める。
- 国際社会の保護する責任は不干涉原則に優先する。

<不干涉原則に優先する理由>

1. 主権概念に固有の義務
2. 国連憲章 24 条による国際連合安全保障理事会の責任
3. 国際人権文書、国際人道法および国内法に基づく特定の法的義務
4. 国家、地域的機関及び安保理による慣行の発展

<3つの包含要素>

保護する責任には、「予防する責任」を筆頭に、「対応する責任」と「再建する責任」の3つの要素が包含されている。このうち、最も重要なのが「予防する責任」である。あらゆる干渉行動は、その実施に先行して予防的手段が尽くされなければならない。予防する責任と対応する責任の実施では、強制手段を適用する前に、より控えめで強制的でない手段をまず取らなければならない。

1. **予防する責任** (Responsibility to Prevent) - 紛争の原因に対する取り組み
2. **対応する責任** (Responsibility to React) - 状況に対する強制措置 (軍事干渉も含む) を含む手段による対応
3. **再建する責任** (Responsibility to Rebuild) - 復興、和解などへの十全な支援の提供

<軍事行動の正当化要件>

対応する責任 (responsibility to react) としての保護する責任の遂行における、集団安全保障上の強制措置としての軍事行動は、例外的で特別な措置とされる。したがって、それらの行動が正当化されるには、具体的に次の6つの要件が満たされる必要がある。ただし、これら6要件は国連総会・安保理のいずれでも公式に採択されておらず、理念上の原則に留まっている。

1. 正当な権限 (Legitimate Authority) - 国連憲章第7章、第51条、第8章に基づくものでなければならない。
2. 正当な理由 (Just Cause) - 大規模な人命の喪失、又は大規模な人道的危機が現在存在し、又は差し迫っていること (人道的危機の急迫性)。
3. 正当な意図 (Right Intention) - 体制転覆等が目的でなく、体制が人民を害する能力を無力化することが目的でなければならない。

4. 手段の均衡 (Proportional Means) - 措置の規模、期間、威力などは、人道目的を守るために必要最小限でなければならない。
5. 合理的見通し (Reasonable Prospect) - 干渉前よりも事態が悪化しないという、措置の合理的な成功の見通しがなければならない。
6. 最後の手段 (Last Resort) - 交渉、停戦監視、仲介など、あらゆる外交的手段および非軍事的手段を追求したうえで、それでも成功しないと考えられる合理的な根拠があって初めてとられる手段でなければならない。

< 正当な授権者 (容認権者) >

1. 人間の保護を目的とする軍事介入を許可するのに、国連安保理以上により良く、より適切な機関は存在しない。
課題は、安保理に代わる授権機関を求めることではなく、安保理をより良く機能せしめるところにある。
2. 軍事介入行動を取る前に、すべての場合に安保理の授権を求めるべきである。介入を要求する者は、正式にこの授権を求めるか、安保理にイニシアティブをとらせて問題を取上げさせるか、または国連憲章第 99 条によって事務総長に取上げさせるべきである。
3. 大規模な人命の損失または民族浄化の訴えがある場合、安保理は介入の授権への要請に直ちに対処しなければならない。安保理はこの場合軍事介入を支えるべき根拠についての事実、条件について十分の検証を求めるべきである。
4. 安保理の 5 常任理事国は、彼等自身の重大な国益が関係しない問題には、人間の保護を目的とする軍事介入の授権の決議が多数の支持を得て通過するのを妨害する拒否権の行使はしないことに同意しなければならない。
5. 安保理が提案を拒否するか、または合理的な期間にこれに対処することができない場合、対案として
 - I. 「平和のための統合」手続きに基づき緊急特別総会において問題を討議
 - II. 憲章第 8 章に基づき地域機関あるいは下部地域機関の管轄地域内の行動、事後に安保理の授権を求めることを条件とする
6. 安保理はその審議に当っては、良心にショックを与え行動を求めている事態に対して安保理がその保護する責任を遂行することができない時でも、関係諸国は他の手段で事態の重大性、緊急性に対処することを止めないであろうし、そうなれば国連の重みや信頼度が損なわれるかもしれないということを勘案しなければならない。

※地域的機関が安保理の承認なく強制措置を行うことを否定しているが、ECOWAS 監視団 (ECOMOG) が行った軍事干渉を事後的に承認した例がある (1992 年リベリア、1997 年シエラレオネ)。

<作戦行動原則>

1. 明確な目的, 常に明確で曖昧でない使命, 見合った資金
2. 参加国間の共通の軍事的アプローチ, 指揮の統一, 明確で紛らわしくない通信と指揮の系統
3. 制限の受入れ, 力の適用の漸増, 漸進主義
目的は国家の打倒ではなく, 人民の保護にあること
4. 作戦の概念に合った交戦規則, 明確で, 均衡性の原則を反映し, 国際人道法を全面的に遵守するもの
5. 隊の保護が主要目的とならないことの受入れ
6. 人道諸機関との最大可能な調整

<軍事干渉後>

「保護する責任」は、軍事干渉後、持続的な平和、良い統治、持続可能な開発を構築するまで続く。紛争後平和構築の理論と性質については、1998年の国連事務総長報告を引いている。

留意点として、安全保障分野では、復讐行動への備え、DDR（武装解除・動員解除・社会復帰）の困難と重要性、新しい国軍・警察の構築の困難と敏感さ、「出口戦略」の重要性が、司法分野では、難民の帰還に伴う帰還者の法的権利の問題が、経済開発の分野においては、経済制裁の速やかな終了、DDRへの効果が触れられている。

国連機関による統治のガイドラインとしては、信託統治を定めた国連憲章第12章が有用であると論じている。これは国内事項へのある種の侵入になるとして反対する意見がある一方、信託統治の援用により資源の継続的な供給が可能となるとしている。長期にわたる占領の肯定的側面として、根本原因の除去、良い統治と経済安定の回復や民主制度への適応の促進があげられる。

○具体案

保護する責任3要素のうち、「予防する責任」と「対応する責任」の側面を満たす具体策として、近年、「国連緊急平和部隊」(UN Emergency Peace Service, 略称: UNEPS) という新たな国連待機部隊構想が提唱され、注目を集めている。これは、国際連合安全保障理事会の直下に各国の個人によって構成された即応緊急展開部隊 (Rapid Emergency Force) を設立して、人道的危機に迅速に対処・予防するというもの。ある国家において、国家としての自国民を保護する責任を果たせず、人道的危機に対処できない、あるいはそうする意志がないと見られる場合に、この UNEPS が当該国に迅速に派遣・展開され、問題解決に当たる。ただし、依然として構想段階にあり設立には至っていない。

日本では野党民主党が、政府与党のインド洋給油新法への対案として、「武力紛争に際して直ちに必要な措置を執るための組織」として UNEPS の設置促進を提案している。これは、実力組織としての自衛隊を海外に派遣するのではなく、日本人個人が憲法の範囲内で自由意志で参加できる国連待機部隊の体制構築を促進することを目的としている。

○「文民の保護」と「保護する責任」

文民の保護 (POC) と保護する責任 (R2P) が保護しようとする対象は同じであり、大規模な人為的暴力に苦しむ文民の保護が目的だが、そのニュアンスは異なり、またそれぞれに制約がある。R2P にとっての制約とは、人権に対するあらゆる侵害に対して適用されるのではなく、またいかに悲惨であったとしても自然災害の被害者が保護の対象となることはないという点だ。R2P を発動すべきか否かの基準となるのが、残虐犯罪、すなわちジェノサイド (大虐殺)、人道に対する犯罪、戦争犯罪であるかどうかということである。つまり、組織的で計画的な犯罪である必要があるのだ。多くの状況で、R2P と POC の適用範囲は重なっており、たとえば、武力紛争において文民に対する戦争犯罪や人道に対する犯罪 (民族浄化やジェノサイドなど) が生じている場合が該当する。POC は適用されるが R2P は適用されない状況としては、大規模な残虐行為は計画されておらず、発生もしていないが、武力紛争の激化によって文民の安全が脅かされている場合である。また R2P は適用されるが POC は適用されない状況とは、武力紛争とは無関係に大量虐殺が計画され、それによって文民が危険にさらされている場合である。

○国連 PKO と保護する責任

現在の国連 PKO は、国内紛争後の元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR)、治安部門改革、選挙、法の支配等の分野での支援、紛争下の文民の保護など幅広い分野で活動しており、予防から再建までを含む「強力な (robust)」PKO が主流となっている。これは、ICISS 報告書に基づく「保護する責任」に通底する考え方であるとも言える。その一方で、「保護する責任」の法的正統性や、実施の基準や範囲は明確であるとは言えず、「政治的レトリック」と評されることもある。「保護する責任」が武力行使と不可避免的に結びついている以上、「保護する責任」が国際規範となるためには、国家による「保護する責任」の失敗を判断する基準、また、国際社会が「保護する責任」に基づき行使する手段の基準や範囲、さらには、その行使に付随して二次的な危害を被る文民の保護に対する責任など、明確にしていくべき多くの課題が残されている。

○保護する責任への懸念

・常任理事国の国益が影響する可能性

「保護する責任」を行使する根拠とされる、国家当局が「自国民を保護することに明らかに失敗している場合」を誰が認定するのかといえ、現在の手続きでは、その任は安保理に委ねられている。しかし、安保理は常任理事国である 5 大国の権限が大きい、これらの国々が議論をリードし、自国に都合のよいかたちで軍事行動に乗り出す事態が生じかねない。言い換えれば、大国の介入主義に安保理の「お墨付き」を与えるかたちで運用される可能性がここにはあり、過去に植民地支配を受けた経験をもつ、アフリカ諸国を含む発展途上国側からの慎重な姿勢が向けられるのもこの点である。

・キャパシティの問題

軍事行動は常にキャパシティの限界が存在するものである。事態が深刻だからといって、際限なく部隊の規模を大きくすることはできない。実際に派遣される部隊の能力で応じられる範囲に限界があることを考えると、その限られた対応能力で保護を提供できるところと、できないところとの間に、截然たる格差が生まれることは不可避である。

・軍事介入後、長期にわたる占領による否定的側面

長期にわたる占領については、否定的側面として、占領当局への不健全な依存、大量の外貨流入による経済のゆがみ、長期間の負担に対する干渉者の意欲喪失などがあげられる。

・兵士の生命を危機にさらす

「他国の民間人を保護するために自国の戦闘員を犠牲にすること」と「ある民間人を保護するために他の民間人を犠牲にすること」という二つのジレンマがある。

人道目的の軍事干渉の性質について、通常の戦闘とは異なり、可能な限り、文民の人命の損失を抑え、紛争後の回復の見通しを広げるよう、損害を少なくすることが基本的な目的となる一方で、伝統的な平和維持活動（PKO）よりも強力である特徴がある。予防段階の軍事作戦について、関係国の同意を必要とする「予防展開」と、対象国の外で制裁監視や外交への圧力のために展開する場合をあげる。前者の運用は基本的に伝統的 PKO と同様であり、後者は防衛的な運用がなされる。予防作戦に当たっては、予防の失敗時には、直ちに干渉軍の一部となるように計画すべきとする。

軍事干渉に当たって必要なのは、目的の共通化、明確で曖昧さのない任務、資源の確保であると述べる一方、人道目的という特性上、任務が漸増する傾向が指摘されている。

犠牲者の問題について、干渉部隊自身の防護は重要ではあるが第一の目的としてはならないとし、干渉する西側諸国が戦争犯罪や人権侵害を止めるために自らの兵士の生命を危機にさらすつもりがあるかどうか問題になると論じている。部隊防護が第一の懸念となる場合には、撤退が最善であるとも指摘している。

4.論点

先進国である日本は、脆弱国家第一位の南スーダンに対して保護する責任があるか否か。

1. 保護する責任がある
2. 保護する責任はない

1. 保護する責任がある

- ・犯罪の規模が大きくなっていたり、何が善で何が悪かが見えなくなっている国に対して干渉すべきである。
- ・日本と地理的に遠い、または、歴史的に関係がない国に対しても保護する責任がある。
- ・国際社会として取り組むべき課題であるから、日本自身も責任が存在する。
- ・保護する責任の中でも、対応する責任は日本ができることは少ないが、予防や再建の部分で貢献することが出来るのではないか。
- ・お互いさまで、日本が何かあったときに助けてもらいたいから助けたいと思う
- ・責任の代償はあるけれども、日本は国際社会の一員として責任はあるのではないか。
- ・人権侵害に対してはアプローチすべき。
- ・脆弱国家として日本が認識しているのであれば、責任がある。
- ・武力以外の側面で保護する責任があり、世界全体で平和を目指すべきである。
- ・(保護する責任がない派の意見を受けて)現状出来ないというのと、責任の有無はイコールではない。
- ・国民に受け入れられるかはわからないが、経済的にも非経済的にも途上国に介入し、国際的に保護する責任はある。
- ・同じ地球にいるから、内部で上手く機能していない国に対しては日本が何かしらで力を貸す必要がある。
- ・地理的に離れているとはいえ、南スーダンから日本も何かしらの恩恵を受けていると思うから。
- ・先進国には、全体を底上げする責任がある。
- ・日本独自で何かすべきかという点必ずしもそうではないが、責任はあるのではないか。
- ・責任には、現在と過去があり、日本は南スーダンに対して過去に関しては責任が小さいといえるかもしれないが、現在と未来に関しては責任があるといえる。
- ・イギリスだけが加害者ではなく暴走を止められなかった他の国も責任がある。たとえ国連に入っていないだけでも、責任があるといえる。
- ・火事と同様、周りに被害が広がっていくと考えられるので、みんなで解決すべきであり、このような性質のものはみんなに責任がある。
- ・責任には種類があり、大小や優先順位はあるが、日本は全く責任がないとは言いきれない。

2. 保護する責任がない

- ・政府にアイデアを出すくらいでいいのではないか。
- ・日本のPKOも機能せず撤退したなど、1番必要とされている軍事力を日本が持たないの
で、意味がないのではないか。
- ・日本の中で解決しなければいけない問題も解決できていないのに。まずは南スーダンより
日本の問題を解決すべき。
- ・日本が完璧な国家ではないのに、自国を超えてまで保護するような責任はない。
- ・その国ではその国独自の発展があるので干渉すべきではない。
- ・完璧な国がないことは分かっているが、出来る人がすればいい。(日本は出来ない)
- ・南スーダンだから、とかではなく、日本は他国に保護する責任はない。
- ・宗主国であったイギリスに責任が大きいのではないか。
- ・自国の中で問題を解決すべき。

参考文献

- ・「地図にみる現代世界 南スーダン共和国の独立の背景と現在の状況」

http://www.teikokushoin.co.jp/journals/geography/pdf/201103g/03_hsggbl_2011_03g_p03_p06.pdf (2016/6/21 アクセス)

- ・外務省 「ソマリア連邦共和国」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/somali/data.html>
(2016/6/22 アクセス)

- ・外務省 「中央アフリカ共和国」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/car/data.html#section2>
(2016/6/22 アクセス)

- ・国連開発計画(UNDP) 「FAST FACTS」

http://www.jp.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publications/FastFact/UNDP_Tok_dastfact8.pdf
(2016/6/22 アクセス)

- ・ビョルン・ロンボルグ (2008) 『500億ドルでできること』 バジリコ株式会社

・ブルース・ジェンクス/ブルース・ジョーンズ 『グローバルビジョンと 5つの課題』 株式会社人間と歴史社

- ・コトバンク 「失敗国家」

<https://kotobank.jp/word/%E8%84%86%E5%BC%B1%E5%9B%BD%E5%AE%B6-1691608>

- ・ジャイカ論文 「脆弱国家論とは何か」 2008 作者不明

http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200803_gov_01.pdf

- ・Wikipedia 「失敗国家」

<https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%B1%E6%95%97%E5%9B%BD%E5%AE%B6>

- ・国際連合広報センターホームページ 「保護する責任」

http://www.unic.or.jp/activities/peace_security/r2p/ (2016/6/22 アクセス)

・川西昌大 (2007) 『「保護する責任」とは何か』 国立国会図書館調査及び立法考査局
http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200703_674/067402.pdf (2016/6/22 アクセス)

・堤功一 (2001年12月)
『保護する責任 (The Responsibility to Protect)——介入と国家主権についての国際委員会報告』 立命館法学 2002年5号 (285号)
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/02-5/tutumi.pdf> (2016/6/22 アクセス)

・佐藤章 『コートジボワール紛争にみる「保護する責任」の課題』
アフリカレポート 2013年 No.51
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/Africa/2013_01.html (2016/6/22 アクセス)

・内閣府ホームページ 『「保護する責任」と国連 PKO』
http://www.pko.go.jp/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article005.html
(2016/6/22 アクセス)

・眞嶋俊造 『保護する責任？—民間人保護の観点から—』 特集 保護する責任 (査読論文)
<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/publications/se22/22-05majima.pdf>
(2016/6/22 アクセス)

・国連大学ホームページ 『姉妹だけど双子じゃない：文民保護と保護する責任』
<http://jp.unu.edu/publications/articles/siblings-but-not-twins-poc-and-r2p.html>
(2016/6/22 アクセス)

・The Fund for Peace 「The fragile states index2015」

<http://fsi.fundforpeace.org/rankings-2015> (2016/6/21 アクセス)